

国公立病院の経営情報の開示の取扱いについて

国立病院機構		国立大学法人	自治体立病院 【地方公営企業】
【機構全体】	【各施設】		
<p>1. 事業年度の終了後3月以内に下記書類を厚生労働大臣に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1)財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・その他厚生労働省令で定める書類（キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）及びこれらの附属明細書 <p>(2)事業報告書</p> <p>(3)予算の区分に従い作成した決算報告書</p> <p>(4)財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見</p> <p>2. 厚生労働大臣は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の独立行政法人評価委員会の評価を聴かなければならない。</p> <p>3. 厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間（5年）、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4. 情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。</p>	<p>1. 毎事業年度、医療を提供するために設置する施設ごとに、その財務に関する書類（施設別財務書類）を作成し、機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)貸借対照表</p> <p>(2)損益計算書</p> <p>(3)キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2. 厚生労働大臣は、機構の財務諸表を承認しようとする場合にあらかじめ厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときには、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。</p> <p>3. 厚生労働大臣の承認を受けたときは、機構の財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより、各事務所及び各施設に備えて置き、厚生労働省令で定める期間（5年）、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>1. 事業年度の終了後3月以内に下記書類を文部科学大臣に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(1)財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・その他文部科学省令で定める書類（キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書）及びこれらの附属明細書 <p>(2)事業報告書</p> <p>(3)予算の区分に従い作成した決算報告書</p> <p>(4)財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見</p> <p>2. 文部科学大臣は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ国立大学法人評価委員会の評価を聴かなければならない。</p> <p>3. 文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間（6年）、一般の閲覧に供さなければならない。</p> <p>4. 情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。</p> <p>※ 上記は、国立大学法人としての経営情報の開示の取扱いである。</p> <p>※ 附属病院については、セグメント情報として開示の取扱いとし、附属明細書において、損益及び帰属資産を表示することとされている。</p>	<p>1. 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類（収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書）をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。</p> <p>2. 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。</p> <p>3. 監査委員は、前項の審査をするにあつては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。</p> <p>4. 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。</p> <p>5. 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>6. 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>7. 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。</p>

自治体立病院の経営情報の開示
～総務省ホームページより～

地方公営企業

地方公営企業制度の企画立案

自治財政局では地方公営企業に関する制度の企画立案、財政措置、助言等を行っています。

[地方公営企業の役割]

地方公営企業は、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供しています(平成15年度末事業数12,476事業)。

[地方公営企業の決算規模(平成15年度)]

全地方公営企業の決算規模は20兆3,070億円であり、全地方公共団体の普通会計の歳出決算額の2割強に相当するものとなっています。

- 地方公営企業の経営基盤強化への取組状況(調査結果)
- 地方公営企業における民間的経営手法等の取組事例集
- 地方公営企業の経営の総点検について(通知)の概要
- 第三セクター等の状況に関する調査結果の概要
- 第三セクターに関する指針の改定
- 地方公営企業の経営基盤強化への取組状況(調査結果)
- 第三セクターの経営改善等に関する事例集
- 平成15年度地方公営企業決算の概況
- **平成15年度地方公営企業年鑑**
- 平成14年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要
- 平成14年度水道事業経営指標
- 平成13年度水道事業経営指標
- 平成14年度工業用水道事業経営指標
- 平成13年度工業用水道事業経営指標
- 平成14年度自治体病院経営指標・自治体病院比較経営診断表

る



総務省自治財政局編

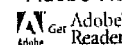
地方公営企業年鑑

(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

第51集

「地方公営企業年鑑」は、Microsoft Excel97でのご使用を前提としています。また、「表の見方」、「第1編 概要」「第2編 第1章」(PDF)をご覧いただくためには、要です。

「Adobe Reader」はアドビシステムズ社より提供されています(無償)。



地方公営企業年鑑 目次

はしがき

表の見方 (PDFファイル 159 KB)

第1編 平成15年度地方公営企業決算の概要

第1章 総論 (PDFファイル 2,076 KB)

- 1 事業数
- 2 業務の状況
- 3 職員数
- 4 決算規模
- 5 全体の経営状況
- 6 料金収入
- 7 企業債
- 8 他会計繰入金
- 9 建設投資及びその財源
- 10 法適用企業の経営状況
- 11 法非適用企業の経営状況
- 12 財政再建等の状況
- 13 まとめ

第2章 事業別状況

1. 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業) (PDFファイル 491 KB)
2. 工業用水道事業 (PDFファイル 446 KB)
3. 交通事業 (PDFファイル 675 KB)
4. 電気事業 (PDFファイル 523 KB)
5. ガス事業 (PDFファイル 507 KB)
6. 病院事業 (PDFファイル 460 KB)
7. 下水道事業 (PDFファイル 479 KB)
8. 港湾整備事業 (PDFファイル 340 KB)
9. 市場事業 (PDFファイル 343 KB)
10. と畜場事業 (PDFファイル 339 KB)
11. 観光施設事業 (PDFファイル 344 KB)
12. 宅地造成事業 (PDFファイル 344 KB)
13. 有料道路事業 (PDFファイル 337 KB)
14. 駐車場整備事業 (PDFファイル 341 KB)
15. 介護サービス事業 (PDFファイル 337 KB)
16. その他事業 (PDFファイル 327 KB)

第2編 統計資料

第1章 全事業総括

第2章 事業別

1. 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業)
2. 工業用水道事業
3. 交通事業
4. 電気事業
5. ガス事業
6. 病院事業
7. 下水道事業
8. 市場事業
9. 有料道路事業
10. 駐車場整備事業

付表

1. 法適用企業経営団体一覧表
2. 法非適用企業経営団体一覧表

[目トップページ](#)

6. 病院事業

1. 総括表

- (1) 自治体病院の占める地位
 - ア 病院数 (Excelファイル 27 KB)
 - イ 病床規模別病院数 (一般病院) (Excelファイル 27 KB)
 - ウ 病床種類別病床数 (Excelファイル 26 KB)
 - エ 病床数構成割合の年度別推移 (Excelファイル 26 KB)
 - オ 都道府県別・経営主体別病院数一覧 (Excelファイル 49 KB)
- (2) 都道府県別にみた国公立病院の病床の占める割合 (Excelファイル 55 KB)
- (3) 経営主体別・人口段階区分別にみた一般病院数及び一般病床数
 - (ア) 一般病院数 (Excelファイル 25 KB)
 - (イ) 一般病床数 (Excelファイル 25 KB)
- (4) 経営主体別・規模別自治体病院数一覧 (Excelファイル 32 KB)
- (5) 施設及び業務概況
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 26 KB)
 - イ 経営主体別施設概況 (Excelファイル 31 KB)
 - ウ 経営主体別施設及び業務概況 (Excelファイル 40 KB)
 - エ 経営規模別 (Excelファイル 48 KB)
 - オ 人口段階区分別 (Excelファイル 43 KB)
- (6) 損益計算書
 - ア 経営主体別 (総計) (Excelファイル 49 KB)
 - イ 経営主体別 (黒字・赤字別) (Excelファイル 69 KB)
 - ウ 経営規模別 (黒字・赤字別) (Excelファイル 82 KB)
 - エ 経営主体別・経営規模別
 - (ア) 都道府県 (黒字・赤字別) (Excelファイル 78 KB)
 - (イ) 指定都市 (黒字・赤字別) (Excelファイル 87 KB)
 - (ウ) 市 (黒字・赤字別) (Excelファイル 80 KB)
 - (エ) 町村 (黒字・赤字別) (Excelファイル 88 KB)
 - (オ) 組合 (黒字・赤字別) (Excelファイル 81 KB)
- (7) 貸借対照表
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 36 KB)
 - イ 経営主体別
 - (ア) 総計 (Excelファイル 46 KB)
 - (イ) 黒字団体 (Excelファイル 47 KB)
 - (ウ) 赤字団体 (Excelファイル 47 KB)
- (8) 資本収支の状況
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 31 KB)
 - イ 経営主体別 (Excelファイル 40 KB)
 - ウ 経営規模別 (Excelファイル 47 KB)
- (9) 費用構成表 (比率) 及び医業収益に対する費用比率
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 31 KB)
 - イ 経営主体別 (黒字・赤字別) (Excelファイル 62 KB)
 - ウ 経営規模別 (黒字・赤字別) (Excelファイル 84 KB)
- (10) 財務分析に関する調
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 34 KB)
 - イ 経営主体別 (Excelファイル 35 KB)
- (11) 病床利用率の推移
 - ア 病院種別 (Excelファイル 27 KB)
 - イ 病床種別 (Excelファイル 27 KB)
- (12) 経営分析に関する調
 - ア 経営主体別
 - (ア) 黒字病院1 (Excelファイル 37 KB)
 - (ア) 黒字病院2 (Excelファイル 42 KB)
 - (イ) 赤字病院1 (Excelファイル 36 KB)
 - (イ) 赤字病院2 (Excelファイル 42 KB)
 - (ウ) 全事業1 (Excelファイル 37 KB)
 - (ウ) 全事業2 (Excelファイル 42 KB)
 - イ 経営規模別
 - (ア) 黒字病院1 (Excelファイル 41 KB)
 - (ア) 黒字病院2 (Excelファイル 48 KB)
 - (イ) 赤字病院1 (Excelファイル 41 KB)
 - (イ) 赤字病院2 (Excelファイル 47 KB)
 - (ウ) 全事業1 (Excelファイル 41 KB)
 - (ウ) 全事業2 (Excelファイル 47 KB)
- (13) 職種別給与 (平均給与月額) に関する調
 - ア 年度別推移 (Excelファイル 46 KB)
 - イ 経営主体別 (Excelファイル 46 KB)
 - ウ 経営規模別 (Excelファイル 54 KB)
- (14) 医業収支比率100以上・未満による分析
 - ア 施設及び業務の概況
 - (ア) 経営主体別
 - a 比率100以上の病院 (Excelファイル 43 KB)
 - b 比率100未満の病院 (Excelファイル 44 KB)
 - (イ) 経営規模別
 - a 比率100以上の病院 (Excelファイル 49 KB)
 - b 比率100未満の病院 (Excelファイル 48 KB)
 - イ 損益計算書 (経営規模別, 比率100以上・未満別) (Excelファイル 87 KB)
 - ウ 経営分析に関する調
 - (ア) 経営主体別
 - a 比率100以上の病院1 (Excelファイル 37 KB)
 - a 比率100以上の病院2 (Excelファイル 43 KB)
 - b 比率100未満の病院1 (Excelファイル 37 KB)

b 比率100未満の病院2(Excelファイル 43 KB)

(イ)経営規模別

a 比率100以上の病院1(Excelファイル 43 KB)

a 比率100以上の病院2(Excelファイル 48 KB)

b 比率100未満の病院1(Excelファイル 41 KB)

b 比率100未満の病院2(Excelファイル 48 KB)

(15)建設投資等の伸び率、生産性等に関する調1(Excelファイル 40 KB)

(15)建設投資等の伸び率、生産性等に関する調2(Excelファイル 27 KB)

(16)借入先別、利率別企業債現在高(Excelファイル 1,878 KB)

2. 個表

注)ツール、オプション、セキュリティのマクロセキュリティが高い場合は、マクロが起動しません。マクロセキュリティレベルを中に変更してください。

表の見方(Excelファイル 19 KB)

(1)施設及び業務概況に関する調1(Excelファイル 295 KB)

(1)施設及び業務概況に関する調2(Excelファイル 732 KB)

(2)損益計算書1(Excelファイル 295 KB)

(2)損益計算書2(Excelファイル 732 KB)

(3)貸借対照表及び財務分析1(Excelファイル 81 KB)

(3)貸借対照表及び財務分析2(Excelファイル 569 KB)

(4)資本収支に関する調1(Excelファイル 313 KB)

(4)資本収支に関する調2(Excelファイル 775 KB)

(5)費用構成表(比率)及び医業収益に対する費用比率1(Excelファイル 313 KB)

(5)費用構成表(比率)及び医業収益に対する費用比率2(Excelファイル 775 KB)

(6)経営分析に関する調1(Excelファイル 267 KB)

(6)経営分析に関する調2(Excelファイル 621 KB)

(7)職種別給与に関する調1(Excelファイル 225 KB)

(7)職種別給与に関する調2(Excelファイル 547 KB)

付表

1. 都道府県別自治体病院(地方公営企業法適用)数(Excelファイル 34 KB)

2. 病院事業経営団体一覧表(Excelファイル 543 KB)

3. 一部事務組合構成団体一覧表(Excelファイル 67 KB)

病院事業

2 個表
(1)施設及び業務概況に関する調
(2)損益計算書

(単位:千円'96)

項目	団体名 病院名	北海道 計	北海道 江差病院	北海道 青森病院	北海道 紋別病院	北海道 羽根病院	北海道 緑ヶ丘病院	北海道 向陽ヶ丘病院
(1)施設及び業務概況に関する調								
1. 事業開始年月日		S23.8.1	S23.8.1	S23.8.1	S28.8.28	S28.2.16	S29.4.1	S29.4.1
2. 法適用年月日		S43.4.1	S43.4.1	S43.4.1	S43.4.1	S43.4.1	S43.4.1	S43.4.1
3. 法適用区分		2	2	2	2	2	2	2
4. 管理番号		2	2	2	2	2	2	2
5. 施設								
(1)病棟区分								
(2)病床数		780	150	60	164	114	-	-
ア 一般病床		-	-	-	-	-	-	-
イ 療養病床		120	-	-	-	-	-	-
ウ 特殊病床		572	50	-	52	-	270	200
エ 精神病床		8	4	-	4	-	-	-
オ 感染症病床		1,480	204	60	220	114	270	200
カ 計		-	2	1	2	2	2	2
(3)病院の立地条件								
(4)		70,005	12,101	2,832	10,740	4,840	13,670	7,559
ア 鉄骨鉄筋又はコンクリート造(m ²)		-	-	-	-	-	-	-
イ 耐火構造(m ²)		-	-	-	-	-	-	-
ウ 木造(m ²)		-	-	-	-	-	-	-
(5)附属施設								
ア 診療所数		-	-	-	-	-	-	-
イ 高等看護学院(人)		-	-	-	-	-	-	-
(ア)定数		-	-	-	-	-	-	-
(イ)生徒数		-	-	-	-	-	-	-
ウ 看護学院(人)		-	-	-	-	-	-	-
(ア)定数		-	-	-	-	-	-	-
(イ)生徒数		-	-	-	-	-	-	-
(6)救急病院の告示			1	2	1	1	2	2
ア 告示の有無		16	6	-	6	4	-	-
イ 告示病床数		-	-	-	-	-	-	-
6. 業務			1	1	1	1	3	3
(1)看護の基準								
(2)1日平均患者数(人)		893	158	18	158	71	173	164
ア 1日平均入院患者数		2,302	510	75	644	379	231	159
イ 1日平均外来患者数		3,195	668	91	802	450	404	323
ウ 計		-	-	-	-	-	-	-
7. 職員数(人)		1,231	196	48	240	124	185	128
(1)計		1,231	196	48	240	124	185	128
(2)損益勘定所属職員		-	-	-	-	-	-	-
(3)資本勘定所属職員		-	-	-	-	-	-	-
(2)損益計算書		19,377,845	3,047,565	740,243	3,764,267	1,513,802	2,141,301	1,561,073
1. 総収益		12,127,724	2,231,361	349,152	2,850,614	1,357,174	1,170,364	1,065,257
(1)医業収益		8,260,686	1,481,775	135,986	1,850,162	774,676	869,991	834,640
ア 入院収益		3,687,923	707,029	206,493	947,787	556,038	289,580	221,890
イ 外来収益		179,115	42,557	6,673	52,665	28,460	10,803	6,719
ウ その他医業収益		-	-	-	-	-	-	-
うち		-	-	-	-	-	-	-
(ア)他会計負担金		1,169	1,169	-	-	-	-	-
(イ)資料差額収益		-	-	-	-	-	-	-
(2)医業外収益		5,790,752	748,456	390,506	901,383	249,534	968,459	493,557
ア 受取利息配当金		28	5	1	6	3	3	2
イ 看護学院収益		-	-	-	-	-	-	-
ウ 国庫補助金		25,185	12,294	-	314	-	9,794	-
エ 都道府県補助金		-	-	-	-	-	-	-
オ 他会計補助金		5,687,485	768,207	388,899	885,258	247,087	936,598	484,282
カ 他会計負担金		78,054	15,950	1,608	15,605	2,444	22,064	9,303
キ その他医業外収益		59,369	19,748	503	12,270	7,094	2,478	2,249
(3)特別利益		-	-	-	-	-	-	-
うち		-	-	-	-	-	-	-
うち他会計繰入金		580	580	-	-	-	-	-
固定資産売却益		19,409,251	3,551,105	740,243	3,955,989	1,795,952	2,395,962	1,570,984
2. 総費用		18,309,896	3,285,461	706,121	3,796,103	1,729,390	2,215,065	1,519,236
(1)医業費用		11,131,970	1,808,322	435,998	2,128,319	1,092,399	1,712,911	1,101,945
ア 職員給与		3,265,646	477,580	144,533	924,960	309,103	135,154	145,882
イ 材料費		1,512,631	597,252	35,241	1,900,614	39,963	101,704	75,359
ウ 減価償却費		2,312,738	391,316	87,317	528,144	229,378	254,249	188,708
エ 経費		56,481	9,172	1,475	11,169	5,640	7,284	6,458
オ 研究研修費		30,430	1,819	1,557	12,897	2,907	4,553	874
カ 資産減耗費		1,028,517	260,138	33,336	138,993	53,152	176,954	50,743
(2)医業外費用		738,177	212,496	21,180	64,953	25,241	156,429	33,305
ア 支払利息		600,311	185,467	21,180	36,357	7,930	132,074	20,281
イ 企業債取掛利息		-	-	-	-	-	-	-
ウ 看護学院費		12,832	4,382	718	2,280	1,132	653	573
エ 繰越勘定償却		277,508	43,280	11,438	71,760	26,779	19,872	16,685
オ その他医業外費用		70,838	5,506	786	20,893	13,410	3,043	1,005
(3)特別損失		-1,419,937	-517,782	203	-183,099	-175,834	-253,996	-11,155
3. 経常利益又は経常損失		-1,431,406	-503,540	-	-191,722	-182,150	-254,581	-9,911
4. 経利益又は経損失		-53,250,398	-10,440,062	-	-11,045,189	-6,868,104	-9,407,098	-5,030,503
5. 前年度繰越利益剰余金又は前年度繰越欠損金		-94,681,804	-10,943,602	-	-11,236,321	-6,868,254	-9,661,657	-5,040,414
6. 当年度繰越利益剰余金又は当年度繰越欠損金		5,687,485	768,207	388,899	885,258	247,087	936,598	484,282
7. 他会計繰入金再掲		-	-	-	-	-	-	-
(特別利益分を除く)		-	-	-	-	-	-	-
8. 経常収支比率		92.7	85.4	100.0	95.3	90.1	85.4	93.3
9. 医業収支比率		66.2	67.9	49.4	75.1	78.5	52.0	70.1
10. 他会計繰入金対経常収益比率		46.0	34.4	111.4	31.1	18.2	80.0	45.5
11. 他会計繰入金対医業収益比率		31.6	25.2	52.5	23.5	15.3	43.7	31.0
12. 他会計繰入金対総収益比率		63.2	63.7	47.4	72.9	76.3	50.2	68.4
13. 実質収益対経常費用比率		-	-	-	-	-	-	-

特定非営利活動法人法（NPO法）における情報開示制度について

1. 概要

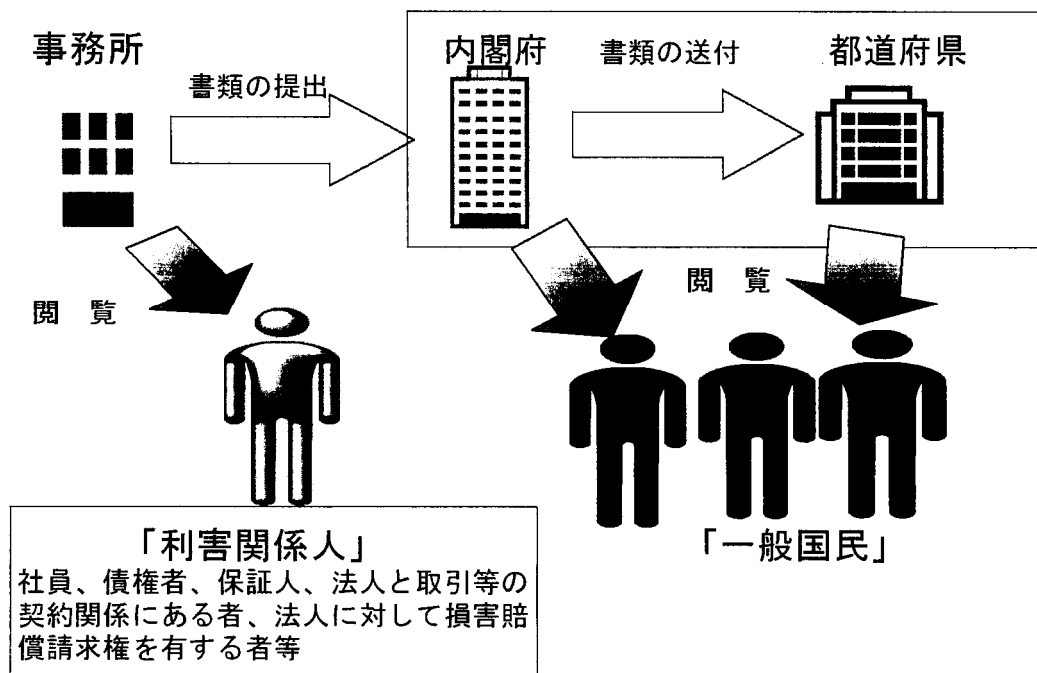
特定非営利活動法人（NPO）は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えから、広範な情報公開制度を採用している。

2. 開示対象文書

- | | |
|--|--|
| <事業報告書等>
①前事業年度の事業報告書
②財産目録表
③貸借対照表
④収支計算書 | |
| <役員名簿等>
⑤役員名簿
⑥社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 | |
| <定款等>
⑦定款
⑧定款の認証に関する書類の写し
⑨定款の登記に関する書類の写し | |

3. 情報開示制度の内容

- 事務所に事業報告書等を備え置き、利害関係人から閲覧の要求があれば、過去3年間に提出したものについて閲覧させなければならない。
- 所轄庁に事業報告書等を提出し、所轄庁は、閲覧請求があった場合、閲覧させなければならない。内閣府が所轄庁の場合は、それぞれの事務所のある都道府県に送付する。



(参考条文)

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

ロ 各役員が第十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 略

5 第十条第二項及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居

所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

（合併手続）

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

（情報の提供）

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し（この項の規定により既に送付したものを除く。）を送付しなければならない。

- 2 第九条第二項の特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前項の書類の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

医療法人の自己資本比率の状況について

医療法人の自己資本比率の状況

□平成14年度病院経営指標(医療法人病院の決算分析)より

※医療法人が開設する病院(平成14年10月1日現在)について、平成14年度末現在の自己資本比率の平均値

※集計対象は、法人設立後1年以上経過し、会計年度が4/1～3/31までと定められているもの。ただし、損益計算書、貸借対照表の記載内容に不備があるものを除く

	全体	黒字	赤字
一般病院	32.1%	34.1%	25.3%
療養型(老人)病院	37.2%	40.5%	13.0%
精神病院	46.8%	48.2%	40.3%

□厚生労働大臣所管医療法人の決算書より

※平成15年度の厚生労働大臣所管医療法人に係る決算書の自己資本比率の平均値

32.2%

自己資本比率を満たしていない医療法人に対する指導

□医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

（施設又は資金）

第41条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

（設立認可基準）

第45条 都道府県知事は、前条第1項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第41条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

（定款又は寄附行為の変更）

第50条 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第45条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

（決算の届出）

第51条 医療法人は、毎会計年度の終了後2月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

（過料）

第76条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一の二 第50条第3項又は第51条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

□医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

（医療法人の自己資本額）

第 30 条の 34 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の 100 分の 20（法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人にあつては、100 分の 30）に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。

（設立認可の申請）

第 31 条 法第 44 条第 1 項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第 30 条の 34 第 1 項に規定する要件に適合していることを証する書類

（定款等変更認可の申請）

第 32 条 法第 50 条第 1 項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

- 2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第 39 条第 1 項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第 31 条第 5 号の 2（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る。）、第 6 号及び第 11 号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。